電気用品安全法による販売規制について　　　2006.03.15　Ｎａｋａｙａｎ

１．法の目的は「粗悪な電気用品による感電・火災・障害を防止することにより、消費者を保護する」ことにあることを、まず認識する必要があります。

２．製造事業者は、上記目的達成のため技術基準適合義務、検査義務、表示義務などの規制を遵守して製造・販売を行っています。・・・詳細はこのＨＰでご確認下さい

３．電気事業者（電力会社）、販売事業者、工事事業者はＰＳＥマークが表示されたものを販売および使用しています。

なお無表示品の販売や使用は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金です。

４．電気用品には特定電気用品と特定以外の電気用品（以下　一般電気用品と言う）があります。

特定電気用品：構造や使用方法からみて、特に危険または障害が発生する恐れの多い電気用品であって政令別表第一に掲げられているもの。・・・１１２品目

一般電気用品：特定電気用品以外の電気用品であって政令別表第二に掲げられているもの。・・・３３８品目

５．ＰＳＥマークとは

ＰＳＥ：Product Safety ・Electrical Equipment & Material　の略

（製品安全・電気用品の意味・・・製造事業者が安全担保を自己宣言）

特定電気用品　　　　　一般電気用品



マーク



マーク

６．安全４法について

経済産業省が所管の安全に係わる法律が４っあり、電気用品安全法を含む安全４法が平成１１年に一括改正され、平成１３年から施行されています。

いずれもＰＳを冠して、特定と特定以外に区分され販売規制も同様行われています。

１）消費生活用製品安全法　ＰＳＣ

乳児用ベット、浴槽用温水循環器、圧力なべ・かま、乗車ヘルメットなど

２）ガス事業法　ＰＳＴＧ

ガス瞬間湯沸器、ガスふろバーナ、ガスストーブなど

３）液化石油ガス法　ＰＳＬＰＧ

液化石油ガスこんろ、ふろがま、ガス漏れ警報器、ストーブなど

４）電気用品安全法　ＰＳＥ

コード、コンセント、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジなど

が、１）～３）では、中古品・リサイクル品の表示問題は表面にでていません。

１）～３）の品目は寿命が短い、汚れが激しく中古販売できない、建物に設置されている、市場が小さい等などの理由からと推測されます。

７．ＰＳＥマーク品の販売規制について

平成１１年　安全４法が改正された時点で、製造事業者はＰＳＥマーク品の販売規制（有効期限）については知らされており、自ら先入れ先出しを行うと共に系列の販売事業者に対しても、早期販売を促してきたものと思います。

従って、製造事業者～販売事業者の間では、法改正への対応は十分できているものと思われます。・・・施行から５年ですが、改正からは７年経過している訳です

問題は、中古品、リサイクル品、質流れ品、忘れ物処理など古物販売ルートに対して、法改正の周知がなされていたかと言うことです。

これらは、古物商として警察庁の管轄と言われており、経済産業省としては管轄外であり、ましてや製造事業者の系列には、古物販売ルートはないので周知徹底は全くできていなかったものと思われます。

今回巷で、このＰＳＥマーク品の販売規制に対して、騒然としている起因としてうなずけるところがあります。

また、この騒動により「電気用品安全法」について、よしあしは別として国民の皆さんに、かなり周知できたのではないかと思っています。

８．今後の対応と問題点

毎日新聞（３月１５日）によれば、全国のリサイクル店は４８０００店、扱い品目の５割は中古家電が占め、９割の経営者はＰＳＥマーク品の販売規制について知ったのは今年に入ってからとある。・・・いかに周知が不十分であったかが分かる

経済産業省は（１４日　二階経済産業大臣談話）経過措置の延長については否定したが、希少価値の高い中古電子楽器、音響機器、写真用機材、映写機などビンテージ物（Vintage：じだいもの、旧式の名品）を販売規制対象外とする旨発表した。

また、ＰＳＥマーク取得を簡素化するとか、検査を受けやすくする旨も発表した。

が、これでこの問題が沈静化するとは思えない、何故ならばリサイクル店のほんの少しが恩恵を受けるだけであり（氷山の一角のみ）大半のリサイクル店には不満が残ることでしょう。

商売の面からは、同情できる場面はあるものの、消費者の立場からは「法の目的である感電・火災・障害の防止」は大丈夫かと心配になる。

中古品は、どこで、どの様な人が、どの様な使い方をして、故障はなかったのか、何年前に製造されたものか、経年変化で劣化していないか、更に誰の手を経てリサイ

クル店に回ってきたのか等経歴が全く不明であり、安全担保に不安をかかえているものです。・・・中古品にはウン十年使用のものもあるんですねぇ！

そして問題は、事故発生の場合誰が責任をとるのか、どの様な補償をしてくれるのかと言うことです。製造物責任、民法の不法行為責任、瑕疵担保責任等などで訴訟をするにしても大変です。お互い納得づくで売買していてもいざとなればねぇ？。

正規の新品販売については、製造事業者が製造物責任を負うことになるが、中古品販売では中古品の販売店が責任を負うことになると思われます。

すなわち、製造事業者のあずかり知らぬところで売買が行われており、素性の知れないものに製造事業者としては責任を持てないからです。

巷で、中古品を買えないのは「けしからん」と憤慨されている方々は、この辺りのことも念頭に置いて、どうあるべきかを考えて対案を提案されるとよいかと思います。

９．ひとつの考え方

１）中古品を求める方は、事故自己責任と責任の引き受け手になる。
責任を引き受ける旨の誓約書をリサイクル店（中古販売店）に提出する。
氏名、住所の記載・・・リコール（事故・回収等の周知）のためです
誓約書は販売シールの控えと共に５年間保存・・・努力義務を課す

２）リサイクル店は外観・表示、動作確認を顧客と立ち会いで確認した後販売シールを中古品に貼りつけて顧客に渡す。・・３日のクーリングオフ期間を設ける
＜販売シールに記載する事項＞
・製品名、品番、製造番号（ロットＮｏや製造年月）、製造事業者名
・リサイクル店名、住所、販売年月日
・外観・表示、動作確認などの品質確認事項

この場合は、リサイクル店には損害賠償の責任はなく、購入者の自業自得とみなす。

＜経済産業省の対策＞

限定されたビンテージ物は、所定の手続きをすればＰＳＥマークなしで販売できる。

その他のものはリサイクル店が自ら「外観確認、動作確認、絶縁確認」をしてＰＳＥマークを表示する。・・・技能者が必要、試験設備が必要

または、全国５００箇所の検査機関で検査を受けてＰＳＥマークを表示する。
この場合は、リサイクル店が製造物責任の損害賠償を負うことになるのかな？。
危険の引き受け手まで、言及されていませんが、気になるところです。

詳細は＞※　経済産業省ホームページ
（電気用品安全法の経過措置の一部終了に伴う対策について）
http://www.meti.go.jp/press/20060314004/20060314004.html

10．こんなところで経緯や問題点が分かりますか？

この問題は、リサイクル事業者に周知が十分なされぬままに施行されたところに、混乱の原因があります。

経済産業省としては、それなりの救済策を考えてあげるべきでしょう。

この問題に不満をもたれる一般の消費者は、自分の欲求と安全の担保（危険の引き受け手）のバランスを考えて、どうすべきかを提案されるとよいかと思います。

自分は危険の引き受け手になるからいいよと言ったって、他人はいやだよと言うかも知れない。一般的には安全第一が消費者の願望であり、その願望は国家（経済産業省）に対して向けられているのが現状です。

経済産業省は、上記不満の解消と安全担保の狭間で苦悩していることでしょう。

以上、電気用品室なるＨＰを運営している立場から、経緯や問題点を分かりやすく解説したつもりですが、如何でしょうか？。

当ＨＰは、製造事業に携わっている方々を対象に運営していますので、中古品関連で渦中の方々から見れば多少遠目であることをご容赦くださりませ。

＜その後の経過＞　・・・３月１６日以降の動きです

経済産業省の対応（３月２３日　毎日新聞コラムから）

希少価値製品（ビンテージ物）とは１９８９年以前（１７年前）に製造されたものとし、１９９０年以降製造されたものは、ケース　バイ　ケースで処置する。

３月末から、リサイクル業者を対象にＰＳＥマーク対応の講習会を開催する。

＜つ　ぶ　や　き＞

上記は、どうもシックリこないですねぇ。坂本龍一氏等一部声の大きい方の発言に対する対症療法であり、その他大勢の方々の説得が大変だろうなぁ？。

法の目的である危険防止の観点からの説明が全くない。ＴＶ、新聞なども危険防止の観点抜きで論評されているのは何故だろうか？。・・・中古品のＰＬ問題は大きいよ！

電気製品の事故統計などから、中古品の経年と事故の関係とか品目について、この際明らかにして欲しいし、この機会に安全確保について国民の教育も必要ではないかと思うんだけどなぁ～。

経済産業省の対応（３月２５日　毎日新聞から）

４月以降、当分の間はＰＳＥマークなしでの販売を事実上認める。

中古品を販売後、自主検査でマークを付けるまでの間レンタル扱いとして、見逃す政策をうちだした。・・・ガ～ン、くらくら・・・なんだこりゃ、その他大勢向け？

中古品販売代表者は、猶予期間延長を勝ち取ったと勝利宣言。

・・・骨抜きもいいとこ、電気用品安全法は機能するのかな？

「ＰＳＥ」スタート　違法販売多発も（４月２日　毎日新聞から）
　経済産業省がレンタル契約を順守するよう指導しているのに、守らない中古品販売業者が多く、違法売買が横行する可能性について言及。
　経済産業省は、レンタル契約せずに引き渡せば違法で取り締まるとか、中古品販売業者の中には、うやむやになることを期待して、従来どおりの販売もとある。
　一方で、製造物責任を負うのではないかと不安をのぞかせており、経済産業省への不信感も広がっているようだ。

＜つ　ぶ　や　き＞
　経済産業省の対応のまずさで、先行きが混沌としてきましたね。全てを取り締まるのは大変ですから、悪質？な代表業者を選んで、人身御供（スケープゴート）がでるやも？。・・・でも、大騒ぎになるだろうなぁ。
「すすむもならず、ひくもならず」で、困りましたね。
　私なら、販売規制を２年間延期し、その間に皆さんが納得する法改正を考えるけど。

＜拡大損害発生の場合、誰が責任を負うのでしょうか？＞
さて、生命・財産に係わる拡大損害が生じた場合誰が責任を取るのであろうか？。
裁判で決まることになるかと思うが、一応参考として考察しておきましょう。
対象となる方々は、製造事業者、中古品販売業者、国（経済産業省）、購入者が考えられます。この方々の間でちょつかいを出す御仁がおられれば、その方も対象かな？。

１．製造事業者
　設計・製造・表示に欠陥があり、製造事業者の責任が明確で有れば、製造事業者が賠償責任を負うことになると思われるが、販売後１０年経過しておれば製造物責任法（ＰＬ法）は時効であり適用されない。
　中間に、複数の顧客（使用者）や中古品販売業者が介在し、使用や保管・保全状態など、経緯が不明確であり、製造事業者に責任を負わせることは極めて困難と考えられる。・・・製造事業者は責任を回避し、当然中古品販売業者に責任を転嫁する。
　民法の不法行為責任や債務不履行責任の時効は、販売後２０年であるが、これは契約相手が対象となる。即ち被害者は中古品販売業者を相手に訴訟を起こすことになる。

２．中古品販売業者
　最初はレンタルとして貸し出すとすれば、中古品販売業者の財産であり、中古品販売業者が安全を担保する責任がある。後日検査をしてＰＳＥマークを表示すれば、更に安全担保の責任が明確になる。・・・猶予期間延長勝利宣言が裏目にでなけりゃ？
　即ち、中古品販売業者は素性の知れない電気用品を点検・検査をして、安全を確認した旨のＰＳＥマークを表示して、販売するのだから責任の所在はあきらかである。
　取扱説明書や保証書のないものを販売することになれば、尚更である。
　ＰＳＥマークの表示なし販売は違法だが、裁判でどう扱われるのかな？、難しいところである。・・・弁護士先生とよく相談してくださいよ！

３．国（経済産業省）

上記（２項）の対応を許可したのは経済産業省であり、拡大損害発生時の責任は免れないと思われるが、中古品販売業者のたっての要求であり、ＰＳＥマーク表示の条件づきであることを理由に責任を回避する可能性もある。

ＰＳＥマークの表示なし販売を、どう取り締まっているかも影響するかも？。

４．購入者

中古品には多少の不備は内在していることを承知で購入しているものと見なされる、即ち素性が知れないものであることを知っていて購入している。

当然、中古品販売業者の方で安全担保（安全点検・検査、ＰＳＥマーク表示など）をして販売しているはず、との理解で購入している訳だが。

中古品販売業者は、製造事業者ではなく安全に対する知識・技能は極めて不確実であると思わなくてはならない。

で、購入者と中古品販売業者とは、もちつもたれつの関係で、安全に対する責任を共有する立場になるものと思われる。・・・安全担保の責任分担明確化が課題？

この制度の受益者は、電気用品安全法を悪法と糾弾した中古品販売業者と中古品の購入者であり、危険の引き受け手となるのもやむを得ないと言ったら・・・？。

と、・・・、うやむやにしておきましょう。・・・おゆるしあれ

＜余　談＞

中古品の売買にまで国がちょっかいだすのは、大きなお世話だとある有名人がＴＶでおっしゃっていたようですが、「そこまで言って委員会」的な発言はいいんかい？。

購入者が危険の引き受け手になると、言っているに他ならない・・・でしょう。

発言に重みのある方は、自分の発言の影響を考えて発言しないと大変だよ。

迎合したり付和雷同で、思わぬ大騒ぎになることがある・・・知ってるだろうなぁ。

上記は、私の独断と偏見で考察したものです。

いずれにしても、裁判をしないことには結論はでません。原告と被告のせめぎ合いで決まることです。

いろいろな場面があるので、一言でかたづけられない難しさがあります。

原告・被告の立場で事例をあげ模擬裁判をしてみると理解が深まります。